

年金の手続きを お忘れなく！



問合せ 保険年金課
(☎372-3311・内線2122)

年金は、老後の生活設計の中心となるものです。

万が一のときの障害年金や遺族年金など、生活になくはならないものです。

国民年金加入者の種別

国内に住む20〜59歳の全ての方が加入します。外国人も対象です。

就職や結婚など、人生の節目で変更の手続きをしなければなりません。

●第1号被保険者…自営業・農林漁業・学生・無職の方など

●第2号被保険者…厚生年金の加入者

●第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている配偶者

退職したときは 手続きが必要です

退職などで厚生年金の資格を喪失した60歳未満の方は、国民年金への加入手続きが必要です。60歳以上の方は手続きが不要ですが、その方に扶養されている60歳未満の配偶者は種別変更の手続きが必要です。市役所保険年金課と西部・大曲・西の里出張所で手続きができます。

必要書類など

●退職した日を確認できる書類（資格喪失証明書・離職票・雇用保険受給資格者証など）

●年金手帳

●印鑑

保険料免除・猶予の制度

7月分〜令和2年6月分の申請を受け付けます。本人や配偶者、世帯主の前年の所得審査があります。離職した方の特例制度もあります。ただし審査の結果、免除などが受けられない場合があります。

申請を忘れていた方は、2年1ヵ月前までさかのぼって申請できるので、相談してください。

●納付猶予の対象について

50歳未満の方が対象です。納付猶予の所得審査の対象は、本人と配偶者だけになります。

年金の種類

●老齢年金 65歳から老齢基礎年金が受給できます。厚生年金に1年以上加入したことがある方は、60代前半から、特別支給の老齢厚生年金が受給できます。

●障害年金 法に定める障がいの状態になったとき、障害基礎年金が受給できます。厚生年金に加入中の障がいの場合、障害厚生年金が受給できます。

●遺族年金 主に生計を維持している方が亡くなったとき、遺族の方が

手続きが変わりました

20歳前の病気やけがが原因の障がい 障害基礎年金を受給している皆さんへ

所得状況届について

原則として提出が不要になりました。前年分の所得情報が不明な方には、日本年金機構から改めて案内が送付されます。



障害状態確認届について

提出期限が7月末から、受給者の誕生日の末日になりました。また、年金事務所に直接提出できるようになりました。詳しくは、日本年金機構から送付される通知文書をご覧ください。

遺族基礎年金を受給できる場合があります。亡くなった方が厚生年金に加入していた場合は、遺族厚生年金が受給できます。
*いずれの年金も、受給には納付期間などの要件があります。

*詳しくは、新さつぽろ年金事務所お客様相談室 (☎892-9318) に問い合わせてください。